

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（勧誘の相手方と提出会社との間の株券の譲渡等に関する取決め）</p> <p><u>24の5-14-2</u> 開示府令第19条第2項第2号の2イ（5）に規定する「勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」とは、例えば、譲渡制限期間、譲渡制限の解除の条件、提出会社による無償取得などの取決めがある場合の当該取決めをいう。</p> <p>（譲渡についての制限がされている株券の管理方法）</p> <p><u>24の5-14-3</u> 開示府令第19条第2項第2号の2イ（6）に規定する「当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券を管理する第一種金融商品取引業者における具体的な管理の内容について記載することに留意する。</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>